

和牛遺伝資源関連 2 法の遵守について

～ 獣医師・家畜人工授精師の皆様へ ～

- ✓ 家畜改良増殖法
- ✓ 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律

目 次

○令和 2 年 1 0 月 1 日に施行された和牛遺伝資源関連 2 法について

- 1 はじめに
- 2 家畜人工授精用精液及び家畜受精卵の保存
- 3 家畜人工授精用精液の注入及び家畜受精卵の移植時の留意事項
- 4 家畜人工授精用精液及び家畜受精卵の証明書の取り扱い
- 5 交付した授精証明書及び受精卵移植証明書の写しの保存
- 6 家畜人工授精簿等の保存期間
- 7 家畜人工授精用精液及び家畜受精卵の譲渡契約

農 林 水 産 省
中国四国農政局畜産課
(令和 5 年 2 月改訂)



(中国四国農政局 HP へ)

精液・受精卵生産事業者、家畜人工授精師・獣医師、畜産農家等の皆様へ

令和2年10月1日に

和牛遺伝資源の管理・保護のための 新制度がスタートしました

～我が国の宝である和牛の遺伝資源を保護するために～

和牛遺伝資源の適正な流通管理及び知的財産としての価値の保護強化に向けて、以下の2法が令和2年10月1日に施行されました。

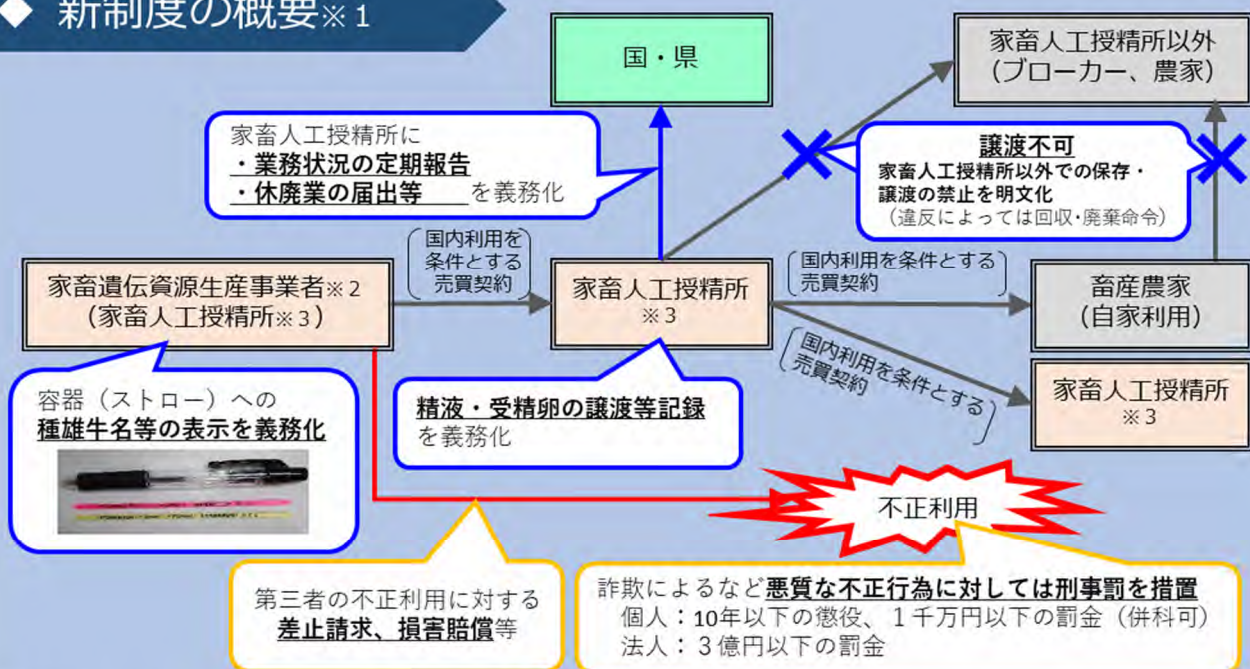
① 家畜改良増殖法の一部を改正する法律

➡ 精液・受精卵の流通規制の強化

② 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律

➡ 契約の当事者ではない第三者の不正利用にも対抗できる
新たな仕組みの創設（差止・損害賠償請求、刑事罰）

◆ 新制度の概要※1



※1 本図は、新制度のうち、特に精液や受精卵の適正な流通の確保を必要とするものとして農林水産大臣が指定する特定家畜（裏面参照）に係る制度の概要である。

※2 家畜遺伝資源生産事業者とは、種雄牛等の家畜から精液・受精卵を採取・生産し、供給する家畜人工授精所を指す。

※3 家畜人工授精所とは、家畜の精液・受精卵を生産・保管・譲渡する事業所であり、開設には都道府県知事の許可が必要。

注）青色は「家畜改良増殖法」の改正内容、黄色は「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止」に関する法律による措置内容。

和牛遺伝資源関連 2 法のポイント

1 家畜改良増殖法の一部を改正する法律

- ・家畜人工授精所から生産・流通状況等の**行政への定期報告を義務化**
精液・受精卵について、**家畜人工授精所以外での保存禁止**を法定化
- ・和牛の精液等（告示で指定）については、**ストローへの種雄牛名の表示を義務化、在庫管理・譲渡等の記録を厳格化**
- ・新たな**規制への違反等に対する罰則**の導入（百万円以下の罰金等）

2 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律

- ・精液・受精卵について、知的財産的価値の保護の観点から、
 - ① **詐欺・窃盗**により取得したものや、他人から預かったものを不正に取得したもの
 - ② 国内利用に限定する**契約に違反して輸出しようとしたもの**
 - ③ 上記①・②を使って**生産された子牛や受精卵**
 - ④ 更に、**上記③を使って生産された子牛（孫牛）や精液・受精卵**等に対して**差止請求**ができることとする。
- ・また、①～④の精液等について、その後に**転売を受けた者**（不正な経緯を知っているか、重大な過失により知らなかった者が対象）に対しても**差止請求**ができることとする。
- ・上記の不正利用のうち、悪質なものについては、**刑事罰を措置**（②の契約違反型に係るものは対象外）
具体的には、
 - 個人は10年以下の懲役、1千万円以下の罰金（両方の場合あり）**
 - 法人は3億円以下の罰金**

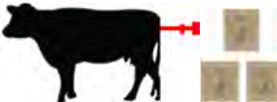
1 はじめに

- 平成30年6月に和牛精液及び受精卵の中国への不正持ち出し事案が発生したことを受け、和牛遺伝資源の流通管理強化や知的財産としての価値の保護のため、家畜改良増殖法の一部を改正する法律及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律が、令和2年10月1日付けで施行されました。これに伴い、地方農政局が主体となり、全国的に家畜人工授精所への定期的な立入検査等を進めているところです。
- また、これまでに家畜人工授精用精液証明書が添付されていない精液を入手し、当該精液を採取した種雄牛の使用済みの家畜人工授精用精液証明書を手に入れることにより、これらを用いて家畜体内受精卵を生産し不正に流通させた事案が判明しています。また、家畜人工授精簿や授精証明書の不備による血統矛盾事案も確認されています。
- このような不正流通の防止や血統矛盾の防止を図り、家畜改良増殖を促進する上で、獣医師及び家畜人工授精師の皆様には、本資料の事項について改めて徹底をお願いします。

2 家畜人工授精用精液及び家畜体内（体外）受精卵の保存

- 1 家畜改良増殖法では、**「家畜人工授精所において保存されていない精液又は家畜受精卵は、これを譲り渡し、雌の家畜に注入し、若しくはこれを用いて家畜体外受精を行い、又は雌の家畜に移植してはならない」**旨、規定されています。
- 2 ただし、例外として、『自身の飼養する雌の家畜に注入、移植する場合はこの限りではない』とされ、**家畜人工授精所を開設していない者が保存する精液や受精卵は、自己利用（自身の牛への使用）に限り使用することが可能です。**
- 3 このことから、**有償、無償にかかわらず、家畜人工授精所を開設していない者が、自身が保存する精液や受精卵を譲渡したり、他者の牛へ注入や移植をすることは、家畜改良増殖法違反**となります。

※ 家畜人工授精師が保存する精液を他者の牛に人工授精する場合等は、当該家畜人工授精師は家畜人工授精所の開設が必要。

業務の区分	家畜人工授精師の業務	家畜人工授精所の業務
家畜人工授精技術 の提供	 他者への技術提供	 保存した精液又は受精卵の 他者への譲渡（注入等を含む）
家畜受精卵移植技術 の提供	 他者への技術提供	
保存・供給	—	

和牛精液・受精卵の 農家間売買は **犯罪**です！



家畜人工授精所の開設許可を
受けていない方が、精液・受精卵を
他者へ譲渡することは**違法**であり、
厳罰に処せられます。

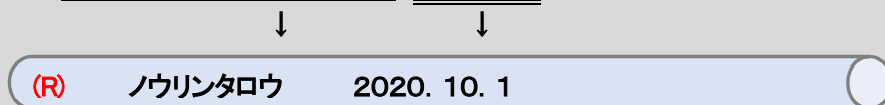
3 家畜人工授精用精液の注入及び家畜受精卵の移植時の留意事項

- 1 精液の注入や受精卵の移植を行う際は、精液等を融解する前に、家畜人工授精用精液証明書又は家畜体内（体外）受精卵証明書の原本を確認してください。
- 2 証明書を確認するポイントは、以下のとおりです。
 - (1) 当該証明書とストローの記載内容に齟齬がないか
 - ・精液は、証明書とストローの「種雄牛名」及び「採取年月日」が一致しているか
 - ・受精卵は、証明書とストローの「受精卵証明書番号」等が一致しているか
 - (2) 証明書に既に使用された形跡等、外観上不審な点がないか
 - (3) 精液又は受精卵に利用制限が付されているか

■ 家畜改良増殖法の改正により、令和2年10月から、和牛の精液及び受精卵に、種畜の名前等の表示が義務付けられました。

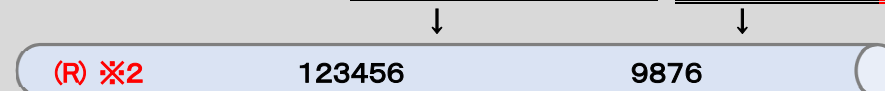
<精液ストローの表示(直接印字の例)>

義務化：種畜の名前又は個体識別番号、採取年月日



<受精卵ストローの表示(直接印字の例)>

義務化：受精卵が生産・処理された家畜人工授精所の管理番号、受精卵証明書番号(※1)



※1 雌畜及び雄畜の名前又は個体識別番号、受精卵の採取年月日(体内)又は検査年月日(体外)を表示することも可能。

※2 特定家畜人工授精用精液等(和牛の精液及び受精卵)については、「国外への持ち出しの制限」の略称として「(R)」を表示することを推奨しています。

- 3 家畜人工授精用精液証明書等の原本が確認できない場合や記載事項に不備が確認されるなどした場合は、注入又は移植をしないようにしてください。

もし、精液等の注入又は移植後に不備に気がついた場合は、授精証明書、移植証明書又は受精卵証明書は交付せずに、不備や不審な点分かるよう、写真やコピーを作成した上で、最寄りの家畜保健衛生所へ連絡をお願いします。

- 4 **使用済みの精液又は受精卵のストローは、当該使用済みの精液証明書又は受精卵証明書に添付する等、適正に管理・保管してください。**

4 家畜人工授精用精液及び家畜受精卵の証明書の取り扱い

- 1 精液等の注入や移植時には、精液又は受精卵に添付された証明書の「譲渡・経由の確認」欄が正しく記載されているか確認してください。記載されているべき内容が記載されていない証明書は、証明書としての効力がありません。

(裏面)

① Aが譲受した場合

② Aが譲受した精液を更にBに譲渡した場合

譲渡・経由の確認

譲渡者の住所、氏名又は名称及び譲渡をした年月日	譲受者の住所、氏名又は名称及び譲受けをした年月日
「家畜人工授精用精液の生産者(所有者)」を記載	「譲受者(A所有者)」を記載
「譲渡者(A所有者)」を記載	「譲受者(B所有者)」を記載
(参考) 注入又は体外授精記録	
獣医師(家畜人工授精師)の登録番号 (免許番号)及び氏名	(県) 第 号
注入を受けた雌畜の飼養者又は体外授精に 係る未受精卵の所有者の氏名又は名称	使用時には、速やかに記載して下さい。
家畜登録機関名及び登録番号	
注入又は体外授精年月日	

○ 自家採卵により生産した受精卵の「譲渡・経由の確認」欄の記載について

譲渡・経由の確認	
譲渡者の住所、氏名又は名称及び譲渡をした年月日	譲受者の住所、氏名又は名称及び譲受けをした年月日
■ 自家採卵により自家所有牛のみに移植する場合、受精卵の所有権が移動しないため「譲渡・経由の確認」の欄に自身(所有者)の氏名を記載する必要はありません(空欄で結構です)。	

2 精液の注入や受精卵の移植を行った後は、速やかに家畜人工授精簿へ記載してください。

家畜人工授精簿は、5年間保存する必要があります。

なお、家畜人工授精簿の記録は、下記の様式の項目を満たすものであれば、任意の様式を用いることもできます。

＜ 家畜人工授精簿のうち家畜人工授精用精液の注入に関する事項＞

(家畜改良増殖法施行規則様式第13号 その3)

注入した雌畜	番 号				
	名 前				
	家畜登録機関名及び登録番号				
	種 類 及 び 品 種				
	毛 色 及 び 特 徴				
	生 年 月 日				
	飼養者の氏名又は名称及び住所				
注入精液	注 入 年 月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
	種 畜 の 名 前				
	家畜人工授精用精液証明書番号				
授精証明書	発 行 年 月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
	番 号				
子 畜	性				
	生 年 月 日				
摘 要					

備考

1 〔略〕

2 注入を受けた雌畜の飼養者から授精証明書の交付を要求される前においては、家畜人工授精用精液証明書を添付しておくこと。ただし、家畜人工授精簿を電磁的記録により作成する場合にあっては、家畜人工授精用精液証明書を必要ときに速やかに照合できるよう適切に保管しておくこと。

3 〔略〕

4 牛については、毛色及び特徴の欄中、特徴に代えて個体識別番号（〔略〕）を記載すること。

< 家畜人工授精簿のうち受精卵の移植に関する事項>

(家畜改良増殖法施行規則様式第13号 その7)

移植した雌畜	番 号					
	名 前					
	家畜登録機関名及び登録番号					
	品 種					
	毛 色 及 び 特 徴					
	生 年 月 日					
	飼養者の氏名又は名称及び住所					
移植した受精卵	移 植 年 月 日		月 日	月 日	月 日	月 日
	名 前	種 畜				
		雌 畜				
	体内	家畜体内受精卵証明書番号 又は体内受精卵採取に関する証明書番号				
	体外	家畜体外受精卵証明書番号 又は体外受精卵生産に関する証明書番号				
移植証明書	発 行 年 月 日		月 日	月 日	月 日	月 日
	番 号					
子 畜	性					
	生 年 月 日					
摘 要						

備考

1、2 〔略〕

3 移植を受けた雌畜の飼養者から体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書の交付を要求される前においては、家畜体内受精卵証明書又は家畜体外受精卵証明書を添付しておくこと。ただし、家畜人工授精簿を電磁的記録により作成する場合にあっては、家畜体内受精卵証明書又は家畜体外受精卵証明書を必要ときに速やかに照合できるよう適切に保管しておくこと。

4 牛については、毛色及び特徴の欄中、特徴に代えて個体識別番号（〔略〕）を記載すること。

- 3 使用した精液又は受精卵の証明書は、注入又は移植を受けた雌牛の飼養者から授精証明書又は移植証明書の交付を求められるまでは、家畜人工授精簿に添付して、適切に保管してください。家畜人工授精簿をパソコン等の電子データで作成している場合は、必要な時に速やかに照合できるような状態で適切に保管してください。
- 4 保管している使用済み（不受胎等の理由により使わなかったもの）の家畜人工授精用精液証明書や家畜体内（体外）受精卵証明書は、その悪用を防止するため、当該証明書が使用済みであるということが外見上も判別できるよう、証明書全体に消すことのできないペンで「×」と記載したり、使用済みであることを示すスタンプを証明書全体に押印するなどの措置を講じてください。

【例1】

使用済みの家畜人工授精用精液証明書等の全体に消すことのできないペンなどで×を記載

第 号 (番号又は記号)			
家畜人工授精用精液証明書			
種畜証明書番号		種畜の等級	
名前			
家畜登録機関名及び登録番号			
種類及び品種			
精液採取年月日			
種畜飼養者の氏名又は名称及び住所			
獣医師（家畜人工授精師）の登録番号 (免許番号) 及び住所、氏名			

【例2】

使用済みの家畜人工授精用精液証明書等の全体にスタンプを押印

第 号 (番号又は記号)			
家畜人工授精用精液証明書			
種畜証明書番号		種畜の等級	
名前			
家畜登録機関名及び登録番号			
種類及び品種			
精液採取年月日			
種畜飼養者の氏名又は名称及び住所			
獣医師（家畜人工授精師）の登録番号 (免許番号) 及び住所、氏名			

5 交付した授精証明書及び受精卵移植証明書の写しの保存

- 授精証明書又は受精卵移植証明書を交付した際は、その写し（コピー又は写真データ等）を保管する必要があります。

< 授精証明書 >（家畜改良増殖法施行規則様式第17号）>

番 号

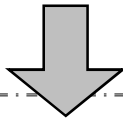
授 精 証 明 書

（書 式 省 略）

備考

- 1 授精証明書を交付した場合は、その写しを書面又は電磁的記録により獣医師又は家畜人工授精師が保管しておくこと。

2、3 〔略〕



※ 体内（体外）受精卵移植証明書を交付した場合も同様に受精卵移植証明書を保管。

6 家畜人工授精簿等の保存期間

書類名	保存期間
家畜人工授精簿	<u>5年間</u>
授精証明書 受精卵移植証明書 } の写し	家畜人工授精簿の保存期間と同様 <u>最低5年間保存願います</u>

7 家畜人工授精用精液及び家畜受精卵の譲渡契約

1 令和2年10月に「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」が施行され、和牛精液及び受精卵について、詐欺・窃盗により取得、譲渡等することや契約に違反して使用・譲渡等を行った者に対し、家畜遺伝資源生産事業者（以下「生産事業者」という。）が差止請求や損害賠償請求をできるようになりました。

このため、国では生産事業者に対し、生産した和牛精液等の使用等に当たり家畜改良増殖法の遵守や国外持ち出しの禁止等の利用制限を付した契約を販売先等と締結するように推奨しているところです。

和牛精液の契約による保護の状況

区分	生産事業者
都道府県	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、長野県、岐阜県、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県（計23県）
民間事業者	【岩手、群馬、岡山】 （一社）家畜改良改良事業団 【北海道】 （一社）ジェネティクス北海道、 （株）十勝家畜人工授精所 【青森】 （有）小比類巻家畜診療サービス 【三重】 A G ジャパン（株） 【島根】 （有）かつべ種畜牧場 【佐賀】 佐賀県農業協同組合 【鹿児島】 （株）牛の上別府、（有）上別府種畜場、久留須和牛人工授精所、（株）郷原種畜牧場、（株）古城種畜場、（有）坂元種畜場、（有）徳重義種畜場、（有）徳重和牛人工授精所、（株）萩原人工授精所、羽子田家畜人工授精所、（有）馬場種畜牧場
など	

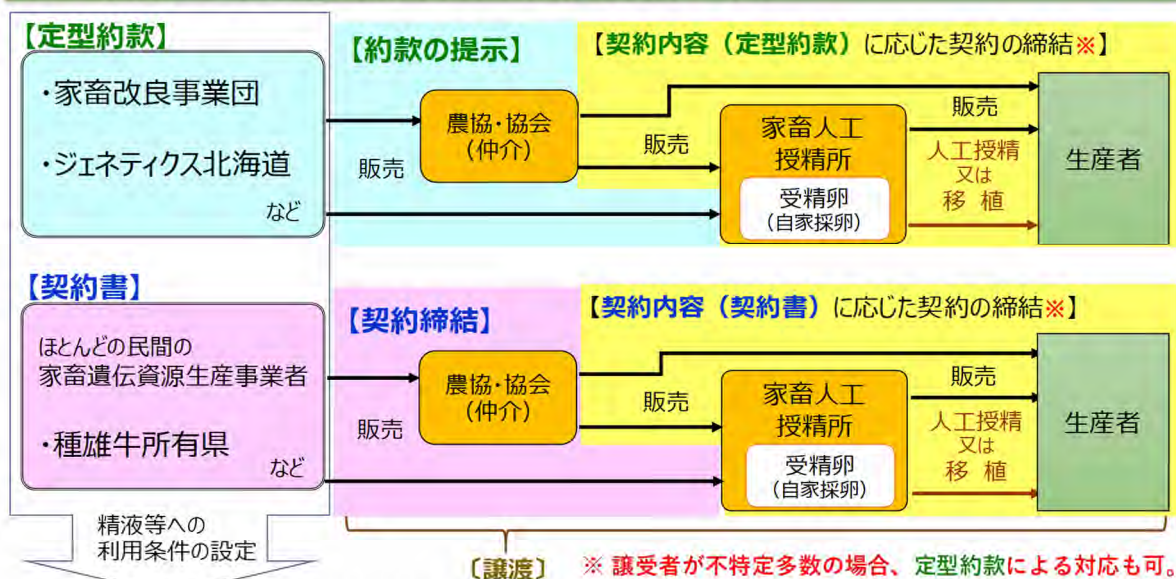
県内利用に限定されている県有牛精液

都道府県	品種	開始年月日	備考
宮城県	黒毛和種	R2. 11. 25	全ての県有牛。
岐阜県	黒毛和種	H6. 12. 20	全ての県有牛。
兵庫県	黒毛和種	R2. 4. 1	全ての県有牛。
鳥取県	黒毛和種	H27. 3	一部は鳥取県と契約締結の上、県外へ譲渡。
山口県	黒毛和種	R2. 4. 9	一部は（一社）家畜改良事業団を通じて県外へ譲渡。
高知県	褐毛和種	H18. 7. 11	一部は（一社）家畜改良事業団を通じて条件付きで県外へ譲渡。
長崎県	黒毛和種	H23. 4. 1	一部は（一社）家畜改良事業団を通じて県外へ譲渡。
宮崎県	黒毛和種	H24. 4. 2	全ての県有牛。
鹿児島県	黒毛和種	H4. 1. 1	全ての県有牛。

- ・上記県有牛についても「広域後代検定」等で県外に流通している場合があります。
- ・上記以外の生産事業者（県を含む）は、利用範囲を国内に限定しています。
- ・各生産事業者により、別途、利用目的等に関する制限が規定されています。

資料：農林水産省畜産局畜産振興課調べ（令和4年1月末現在）

和牛精液及び和牛受精卵の利用条件に係る譲渡契約について



和牛精液及び和牛受精卵の譲渡契約約款（事例）

第2条（禁止事項）

ユーザーは、本和牛遺伝資源を使用し、又は第三者へ譲り渡すに当たり、以下の行為をしてはなりません。

1. 家畜改良増殖法など関連法令に違反する行為
2. 本和牛遺伝資源を日本国外に持ち出すための行為
3. 本和牛遺伝資源を日本国内で飼養される肉用牛の生産及び改良の目的以外で利用する行為

第3条（第三者への譲渡）

ユーザーは、本和牛遺伝資源を第三者に譲り渡す場合には、本約款と同様の内容を当該第三者に義務づけなければなりません。

【参考】

一般社団法人家畜改良事業団がホームページで公開している 「和牛精液及び和牛受精卵の譲渡契約約款」

この約款（以下「本約款」といいます。）は、一般社団法人家畜改良事業団（以下「当団」といいます。）が販売等で譲り渡す和牛精液及び和牛受精卵（以下「本和牛遺伝資源」といいます。）の利用条件を定めるものです。本和牛遺伝資源を当団から譲り受ける皆さま（以下「ユーザー」といいます。）には、本約款に従って、本和牛遺伝資源を御利用いただきます。

第1条（適用）

本約款は、ユーザーと当団との間の本和牛遺伝資源の利用に関わる一切の関係に適用させていただきます。

第2条（禁止事項）

ユーザーは、本和牛遺伝資源を使用し、又は第三者へ譲り渡すに当たり、以下の行為をしてはいけません。

1. 家畜改良増殖法など関連法令に違反する行為
2. 本和牛遺伝資源を日本国外に持ち出すための行為
3. 本和牛遺伝資源を日本国内で飼養される肉用牛の生産及び改良の目的以外で利用する行為

第3条（第三者への譲渡）

ユーザーは、本和牛遺伝資源を第三者に譲り渡す場合には、本約款と同様の内容を当該第三者に義務づけなければいけません。

第4条（規約の変更）

当団は、必要と判断した場合には、ユーザーに通知することなく本規約を変更することができるものとします。

※一般社団法人家畜改良事業団のホームページから引用。

2 契約締結のほか、利用制限を明示する方法として、家畜人工授精用精液証明書や家畜体内（体外）受精卵証明書の欄外に制限の内容を記載することも可能です。

また、契約を締結した場合でも、家畜遺伝資源の流通過程にいる譲受者においても、契約により付した制限が判別可能となるよう、家畜人工授精用精液証明書や家畜体内（体外）受精卵証明書の欄外に契約内容、契約内容を掲載したウェブサイトのアドレス又は生産事業者の電話番号を記載することもできます。